

令和3年7月30日

お客さま各位

福岡ひびき信用金庫

流動性預金共通規定等の改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

当金庫では、未利用口座管理手数料の新設および印鑑レスによる解約手続きの取扱開始に伴い、令和3年10月1日より流動性預金共通規定等を下記のとおり改定させていただきます。

改定後の新規定は、改定前よりお取り引きいただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改定日

令和3年10月1日

2. 改定する規定

流動性預金共通規定、普通預金規定、納税準備預金規定、貯蓄預金規定

3. 改正内容

- (1) 未利用口座管理手数料の新設に伴い、未利用口座管理手数料に関する内容を追加（新設）いたします。「流動性預金共通規定」
- (2) 印鑑レスによる一定金額未満の口座解約手続きの取扱開始に伴い、解約の条項の一部を変更・追加（新設）いたします。「普通預金規定、納税準備預金規定、貯蓄預金規定」

4. 流動性預金共通規定等の新旧対照表は、以下のとおりです

(1) 流動性預金共通規定

改定後	改定前
<p><u>14. (未利用口座管理手数料)</u> <u>(1) 次のすべてに該当した場合には、この口座を未利用口座とし、当金庫はこの預金から払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、当金庫所定の未利用口座管理手数料を引落します。この場合、引落した未利用口座管理手数料は返却しません。</u> <u>① 2021年10月1日以降、預入れまたは払戻し(利息の組入れおよび手数料の引落しを除きます。)の利用が2年以上一度もない普通預金口座(決済用普通</u></p>	<p>追加(新設)</p>

改 定 後	改 定 前
<p><u>預金口座・総合口座を含みます。)および貯蓄預金口座であること</u></p> <p>② <u>前1号の預金口座残高が1万円未満であること</u></p> <p>③ <u>同一店舗において、定期性預金・投資信託・保険・国債等の預かり金融資産の取引がないこと</u></p> <p>④ <u>同一店舗において、借入がないこと</u></p> <p><u>(2) 未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は預金者に通知することなく、預金全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約することができるものとします。この場合、解約された口座の再利用はできません。</u></p> <p>15. (規定の変更) 以下省略</p>	<p style="text-align: center;">追加 (新設)</p> <p>14. (規定の変更) 以下省略</p>

(2) 普通預金規定

改 定 後	改 定 前
<p>7. (解 約)</p> <p><u>(1) この預金口座を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当店に提出してください。</u></p> <p><u>(2) 前項の解約の手續きに加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当金庫所定の本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</u></p> <p><u>(3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手續きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。</u></p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>7. (解 約)</p> <p><u>この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。</u></p> <p style="text-align: center;">追加 (新設)</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>

※ 納税準備預金規定、貯蓄預金規定についても、同様に改定を行います。

以上